

盗難通帳（証書）・インターネットバンキングによる 預金等の不正な払戻し被害に対する補償について

当金庫では、これまで預金者保護法に則って、個人のお客さまを対象に偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻し被害の補償を実施しておりますが、平成20年8月20日より、個人のお客さまが万一、盗難通帳（証書）またはインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合にも預金者保護法に準じて、以下の補償基準に基づき補償させていただきます。

ただし、被害に遭われたお客さまに「重大な過失」または「過失」があった場合には、被害額の全額または一部について補償いたしかねますので、十分にご注意くださいますようお願いいたします。

<補償基準等について>

		盗難通帳（証書）被害	インターネットバンキング被害
補償基準	お客さまに「重大な過失」または「過失」がなかった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。	
	お客さまに「過失」があった場合	原則として被害額の75%を補償させていただきます。	お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、当金庫において個別に補償の判断をさせていただきます。
	お客さまに「故意」または「重大な過失」があった場合	被害額は補償いたしかねる場合があります。	
補償のためにご協力いただく事項		<ul style="list-style-type: none"> ①お客さまが通帳（証書）の盗難に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること ②当金庫の調査に対し、お客さまから十分なお説明をいただいていること ③お客さまが当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることやその他盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものをお示しいただいていること 	<ul style="list-style-type: none"> ①お客さまがインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること ②当金庫の調査に対し、お客さまから十分なお説明をいただいていること ③お客さまが警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること

<お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合>

		盗難通帳（証書）被害	インターネットバンキング被害
「重大な過失」となりうる場合	<ul style="list-style-type: none"> ①他人に通帳（証書）を渡した場合* ②他人に記入・押印済みの払戻し請求書、諸届を渡した場合* ③その他お客さまに①および②の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 <p>*①②については、病気の方が介護ヘルパー等に対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません</p>	お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事案ごとに判断させていただきます。	
「過失」となりうる場合	<ul style="list-style-type: none"> ①通帳（証書）を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合 ②届出印の印影が押印された払戻し請求書、諸届を通帳（証書）とともに保管していた場合 ③印鑑を通帳（証書）とともに保管していた場合 ④その他お客さまに①～③の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合 		

<盗難通帳（証書）・インターネットバンキング被害が発生した場合の留意点>

預金等の不正な払戻しが発生した場合に補償を受けるためには、次の点にもご留意ください。

1. 補償対象期間について
<p>◇盗難通帳（証書）・インターネットバンキング被害に対する補償対象は、当金庫に通知が行われた日の30日前の日以降に遭った被害です。</p> <p>ただし、当金庫に通知することが出来ないやむを得ない事情があることをお客さまが証明された場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間が補償対象となります。</p> <p>（この場合においても、通帳（証書）が盗難された日*もしくは不正なインターネットバンキング取引が最初に行われた日から2年を経過する日以降に発生した被害については補償いたしかねる場合があります。） *該当日が不明である場合は、預金等の不正な払戻しが最初に行われた日</p>
2. 補償いたしかねるケースについて
<p>お客さまに「故意」または「重大な過失」がある場合の他、次のケースも補償いたしかねる場合があります。</p> <p>◇お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によってご預金等が引き出された場合</p> <p>◇被害状況についての当金庫に対するお客さまのご説明において、重要な事項に関して偽りがあった場合</p> <p>◇戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して通帳等が盗難された場合やインターネットバンキングが不正に利用された場合</p>

<通帳（証書）および暗証番号等の管理について>

通帳（証書）・印鑑の管理	インターネットバンキング取引にかかるID・パスワードの管理
<p>①通帳（証書）・印鑑は他人に使用されることのないよう別々に管理してください。</p> <p>②通帳（証書）・印鑑を紛失していないかをこまめにご確認いただくとともに、通帳記入などで残高をこまめにご確認ください。</p> <p>③通帳（証書）・印鑑を安易に他人に渡さないでください。</p> <p>④届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳（証書）とともに保管したり、他人に渡したりしないでください。</p> <p>⑤通帳（証書）・印鑑を他人の目につきやすい場所に放置するなど、盗難される危険性が高いと一般的に考えられる状況下におかないでください。</p> <p>⑥お取引にかかる印鑑については、大量に生産されている三文判などは極力使用しないでください。</p>	<p>①ID・パスワード等は他人に知らせないでください。</p> <p>②生年月日、電話番号、住所・地番、自動車等のナンバーなど他人に推測されやすい番号をパスワードに使用しないでください。</p> <p>③ID・パスワード等をパソコンのファイルやメール等に保存しないでください。</p> <p>④ID・パスワード等は、メモ等の紙に残さないようにしてください。</p> <p>⑤インターネットカフェなど不特定多数の人が利用する場所のパソコン等で、インターネットバンキング取引を行わないでください。</p> <p>⑥当金庫からメール等でお客さまのID・パスワードをお聞きすることはありません。</p>

以上

詳しくはお取引店の窓口までお問い合わせください